

講座室・視聴覚ホールの利用基準について

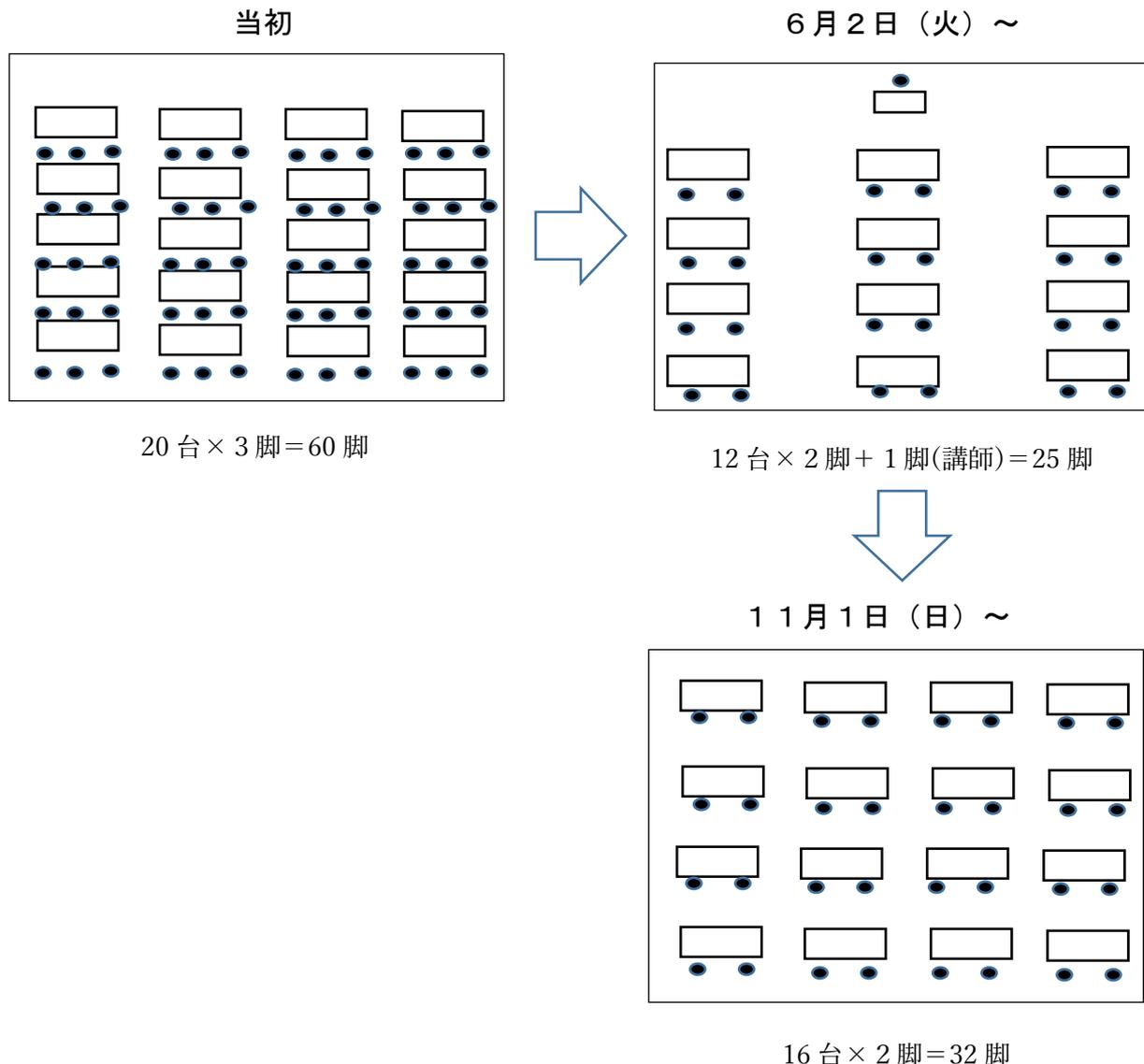
令和2年9月11日付け「11月末までの催物の開催制限等について」により、国から収容率と人数上限の緩和が示されたことを受け、沼津市立図書館の講座室・視聴覚ホールの利用上限人数を変更する。

まず、11月1日から、講座室、視聴覚室とも、現行の約4割を5割とし、今後、新型コロナウイルスの感染状況、利用者の感染対策状況、他市町図書館の状況等を見つつ段階的に緩和を進める。

1 利用上限人数

(1) 講座室

第1・2・3・4講座室 60名(定員) ⇒ 25名 ⇒ 32名
第1・2講座室 連続使用 120名(定員) ⇒ 50名 ⇒ 64名



(2) 視聴覚ホール 200名(定員) ⇒40名 ⇒ 100名

※レイアウトは別紙のとおり

(人数の考え方)

窓がない空間であり、かつ、座席が据付け型で座席前後のスペースが狭いため、全列で、横は1つおきの利用とする。

2 利用にあたっての条件及びの留意点

- ・ 排煙装置、窓、入口ドアを開ける。閉めて利用する場合は、こまめな換気を行う。
- ・ マスクの着用、手指の消毒、消毒液の設置、施設内のこまめな消毒を行う。
- ・ 対面式の会議・打ち合わせの場合は、机の配置は十分に距離をとる。

3 イベント前後や休憩時間の交流の注意

受付時の立ち位置、講座等の開始前や休憩時の打合わせ・立ち話等の際も、人と人の距離を保つ。

4 参加者名簿の作成

イベントの主催者等は、参加者名簿を作成し連絡先等を把握する。名簿の提出は求めないが、関係者の感染が判明した場合に、保健所等の指示に従い、情報提供いただくことがある。

5 講座室・視聴覚ホールの利用時間

以下の3コマ貸出し時間の内、夜間のコマは職員不在で緊急事態の対応が取れないため当面、利用不可とする。(変更なし)

(午前) 午前9時30分～午前12時

(午後) 午後1時～午後4時30分

(夜間) 午後5時30分～午後9時まで

6 利用日

11月1日(日)から